

林業・木材製造業労働災害 防止規程変更案要綱の概要

厚生労働省
安全衛生部 計画課

林業・木材製造業労働災害防止規程変更案要綱の概要

労働災害防止規程とは

- ・労働災害防止協会が、労働災害防止に関し、設備や作業の実施方法について講ずべき具体的措置などを設定するもの（労働災害防止団体法第36条第1項第1号等）
- ・会員には、当該規程の遵守義務が課せられている。（同法第41条第1項）

主な変更点

最新の法令改正など労働災害防止対策の動向を踏まえた変更

リスクアセスメントの普及定着

（新設）新たな作業に入る前に簡易リスクアセスメント記録書(林業)（※）に基づき、危険性又は有害性等の調査を行うように努めなければならない。

※林災防で平成27年5月に作成した様式

チェーンソーの取扱い作業に係る安全基準の充実

（新設）振動障害防止のために、国の指針の基準に適合したチェーンソーを選定しなければならない。

熱中症予防の強化

（新設）熱中症を予防するため、暑さ指数（WBGT値）の活用、作業者の熱への順化の状態等の管理に努めなければならない。

木材伐出機械等による作業の安全強化

（新設）車両系木材伐出機械を用いる場合、原木等の飛来により危険を防止するため、防護柵等の措置を講じなければならない。

（新設）簡易架線集材装置を用いる場合、機械や原木等に接触するおそれのある箇所へ作業者を立ち入らせてはならない。

その他

○アドレナリンの自己注射器（※）の携帯について義務規定化（従来は努力義務規定）

※ 蜂毒に起因するアナフィラキシーショックに対する補助治療剤

○関連作業毎に条文の整理を実施

簡易リスクアセスメント記録書 (林業)

5つのポイント

- 従来のものを大幅に見直し、簡潔な記録書としたこと。
- 危険の洗い出し後の評価と低減対策後の評価が一目で分かるようにしたこと。
- 就業現場や作業内容に問わず、簡単に活用できることとしたこと。
- 「低減対策」が必要な作業については、「抜本的対策」の欄を設けたこと。
- メモや簡略図等を記述するスペース(備考欄)を設け、よりビジュアル化したこと。

【早見表】

災害の可能性

可能性ランク	記号
かなり起こる	×
たまに起こる	△
殆ど起こらない	○

災害の重大性

重大性ランク	記号
極めて重大	×
重大	△
軽微	○

リスクレベルの対応

リスクの見積	リスク(評価)	リスクへの対応
×	5	即座に他の方法へ回避(最優先実施)
×	4	抜本的対策を実施(優先実施)
○	3	何らかの対策を実施
○	2	特に対策の必要なし(残留あり)
○	1	対策の必要なし(残留あり)

事例NO 1

簡易リスクアセスメント記録書(林業)

林災防様式

年月日 (天候)	年 月 日 (天候)	作業現場	[記録者]		
作業内容		メンバー			

作業種	危険の洗い出し	各欄上段の「危険の洗い出し」については以下による。			可能性	重大性	評価
		～するとき	～したとき	～(事故の型)になる			
No 1 フォワーダによる集材作業	フォワーダで原木を集材するとき	グラップルローダを前面に置いたまま走行したため	車向の重心が不安定になり、運転を誤り転落し、作業者がフォワーダの下敷きになった。	△	×	4	
	どうする低減対策	グラップルローダを後部へ確実に格納して走行する。			△	△	3
No 2 フォワーダによる集材作業	フォワーダで原木を集材するとき	最大積載荷重を超えて原木を積載した上、荷縛りをしなかったため	車向の重心が不安定になり、運転を誤って転落し作業者がフォワーダの下敷きになった。	×	×	5	
	どうする低減対策	①最大積載荷重を超えて原木を積載しないこと。 ②ワイヤロープと荷縛り器により確実に荷を締め、荷崩れしないようにする。			△	△	3
No 3 フォワーダによる集材作業	フォワーダで原木を集材するとき	一部作業路の幅員が不足に(車幅の1.2倍を割る)	そこを通りがかったとき、路肩を踏み外して転落した。	×	×	5	
	どうする低減対策	①作業路作設に当たっては、使用する車両系木材伐出機械の車幅の1.2倍以上の幅員を確保すること。 ②事前に作業路の幅員を確認し、狭いところは拡幅すること。			△	△	3
No 4	危険の洗い出し						
	どうする低減対策						
No 5	危険の洗い出し						
	どうする低減対策						
No 6	危険の洗い出し						
	どうする低減対策						
抜本的対策	No 1, 2, 3について	抜本的低減対策 上欄でリスクレベル3以下に低減しない作業については抜本対策を検討すること。			○	△	2
[備考]							

車両系木材伐出機械 動力を用い、不特定の場所に自走することができる機械

伐木等機械

伐木、造材、原木等の集積を行うための機械。

(例) ハーベスタ

伐木、枝払い、玉切りの各作業と玉切りした材の集積を行う自走式の機械。



(その他の例)

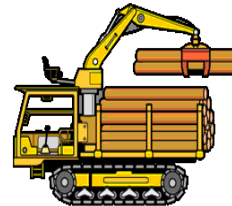
フェラーバンチャ、プロセッサ、
グラップルソー、木材グラップル

走行集材機械

車両の走行により集材を行うための機械。

(例) フォワーダ

グラップル装置で玉切りした短幹材を荷台に積載して運搬する機械。主として作業路上を走行する。



(その他の例)

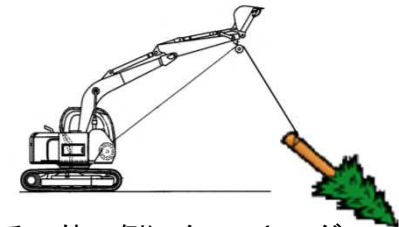
スキッド、集材車、集材用トラクター

架線集材機械

動力を用いて原木等を巻き上げることにより運搬するための機械。

(例) 集材ウインチ

油圧ショベル等に単胴のウインチを装備し、集材を行う自走式の機械。

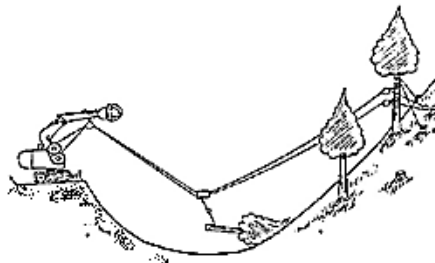


(その他の例) タワーヤード、
スイングヤード

集材装置 集材機、架線、支柱等により構成され、動力を用いて、原木等を巻き上げ、運搬する設備

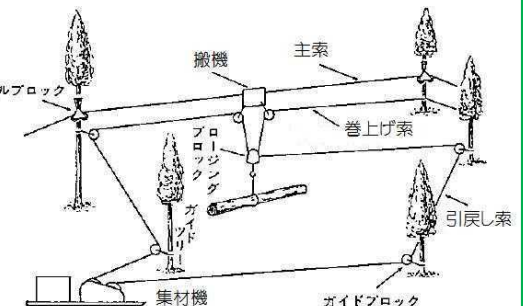
簡易架線集材装置

原木等の一部が地面に接した状態で巻き上げることにより運搬する設備



機械集材装置

原木等を空中で運搬する設備



第 3 回労働災害防止団体運営評価会議（平成27年 3 月24日）

林業・木材製造業労働災害防止協会の取組

※取組状況一覧

●平成25年度までの主な取組

○平成26年度の主な取組

《 労働災害防止団体改革検討専門委員会 指摘事項（要約） 》

災防規程

適宜、労働災害防止規程の見直しを行う。会員の順守状況を定期的に把握すると共に、その順守を担保する仕組みを構築する。

《 達成目標 》

災防規程の見直しを検討するための内部委員会を整備し、労働安全衛生法改正等を踏まえ、必要な見直しを行う。変更した規程の会員への周知を徹底する。

《 主な取組状況 》

●安全管理士等による現場安全パトロールの際、災防規程の遵守状況の把握と安全対策指導を行った。

○災防規程改正委員会を複数回開催し、車両系木材伐出機械作業を中心とする林業作業関連の災防規程変更案を策定中で、平成27年度総代会に上程予定。